

## 一般事業主行動計画（次世代法・女性活躍推進法）

全社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

### 記

1. 計画期間 2023年9月1日～2026年8月31日までの3年間

2. 内容

目標: 年次有給休暇の取得を促進し、全社平均の有給取得率を75%以上とする

<対策>

- 2023年9月～ 取得促進のためのPR活動の実施（社内報等）
- 2023年9月～ 取得状況を周知し、取得率向上を促進する